

第52回 神戸市文化財保護審議会 議事要旨

1. 日 時 令和4年3月11日（金）14：30～17：30

2. 場 所 神戸市役所1号館14階AV1会議室

3. 出席者 委員 12名（うち1名オンライン参加）

4. 内 容

（1）開会

（2）会議の成立

委員14名中11名出席、オンライン参加1名（計12名）により会議成立。

（3）公開・非公開の決定

指定物件につき所有者の承諾があり、その他非公開にすべき審議内容はないため、公開を決定。（傍聴者なし）

（4）指定候補物件の調査報告

諮問案件につき、資料に沿って担当委員より調査結果を報告。

①建造物 素盞鳴尊神社 本殿

②彫刻 木造十一面観音菩薩坐像

①について、委員より「長押の上部を見ると明らかに中世なので、報告書の年代を半世紀以上上げ、16世紀後期と判断した」との説明があった。

8月に諮問を受けた2件につき、文化財に指定するよう審議会の答申を決定。

（5）文化財保存活用地域計画の策定について

3月7日に行われた「文化財保存活用地域計画協議会」での意見の概要、今後のスケジュールについて説明。

（6）報告事項

①神戸歴史遺産の進捗状況について

10月から12月にかけてふるさと納税を募集し、総額1,000万を超える寄附が集まった。

②神戸市文化財保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例について

12月に改正。神戸市都市景観条例の改正に伴う改正。

神戸市都市景観条例に規定されていた「伝統的建造物群の保存地区に関する条項」を文化財保護条例に移管。条文等を変えることなく、文化財保護条例の第6章に挿入。

③令和4年度予算関連報告事項について

④発掘現場（雲井遺跡）における事故について

今年1月に発生。重機で残土を動かしている最中に重機が転倒、運転手が死亡。

委託業者が安全対策を行うことになっていた。

3月8日、労働基準監督署から委託業者と社長が書類送検された。

（7）閉会